

## パブリックコメントの意見概要と意見に対する村上市市民憲章等審議会の考え方

No.	意見の概要	意見に対する審議会の考え方
1	まちづくり基本条例は自治体の憲法です。第4条に市民の役割はありますが、市民の権利(生活権、市政への参加権、情報公開請求権)はありません。	当条例(素案)は、村上市のまちづくりをどのように進めていくかというところについて、その基本的な考え方を規定したものです。ご意見にある生活権、参政権などについては、日本国憲法により基本的人権として保障しているところです。また、情報公開請求権に関しては、村上市情報公開条例(平成20年条例第20号)に定められておますので、当条例(素案)には含まれておりません。
2	男女共同参画の言葉がありません。	市のすべての条例及び規則等において、市民はすべて平等です。このため、男女の性差に関する記載をしておりません。
3	市の責務や義務をもっと具体的に書くべきです。	当条例(素案)は、まちづくりに関する基本的な考え方を、市民の誰もが簡潔に理解することを目指した理念的な条例です。なお、市の役割(責務)や義務については、当条例(素案)第7条から第13条に記載されていると解します。
4	住民参加の手続き、仕組みはどのようにするのですか。	当条例(素案)は、市のまちづくりの基本的な考え方(理念)を規定するものであり、まちづくりに関する市民参加について、具体的な手続きやその仕組みについては規定しないこととしています。
5	条例の見直し、改正の手続きの条がありません。市民の関わり方についてはどう考えるのか。	本条例(素案)に限らず、条例の見直しが必要な際は改正の手続きを行わなければならないため、改正の規定を加える必要はないと判断します。なお、市長による規則制定に関する条項を規定しないことで、安易な運用を防いでいます。また、市民の関わりについては、第4条に「市民の役割」として規定しています。
6	条例中の言葉にどのような概念があるのかを明示しておくことが必要ではないでしょうか。	当条例(素案)では、条例の主旨が伝わるように特に必要な用語についてのみ、第2条「用語の定義」として対象や範囲を限定しています。なお、言葉や用語の概念までを規定することは必要ないと考えています。

## パブリックコメントの意見概要と意見に対する村上市市民憲章等審議会の考え方

No.	意見の概要	意見に対する審議会の考え方
7	この条例に基づき、総合計画は策定されることになるのでしょうか。また、この条例の位置付けを明記する必要がありますと考えます。	当条例（素案）は、市民協働のまちづくりを市民、行政及び各団体などが協力して進めるための基本的な考え方を定めるもので、まちづくりに関する理念的な条例です。このため、条例制定にあたり、総合計画の策定や改定は伴いません。また、条例の序列や優位性などは考慮していません。
8	本来、自治は憲法の下、国民としては主体的に参画すべきものであるはずですが。今更このような条例が必要なのだろうかという意見です。	市が進める市民協働のまちづくりを更に推進するうえでも必要と判断しました。
9	地方自治体においては、住民である市民以外に外国籍の方、県外の方など、実際に居住している様々な方を取り込んでまちづくりをする必要があります。そのような点も考慮して条例化を考えたのでしょうか。第2条の市民の定義とする前提を明確にしてほしいと考えます。	第2条第1項第1号において、市民を「市内に居住する者」としており、ご意見にある「実際に居住している方」を含むものと解します。なお、市民の定義について、当条例以上に範囲を広くすることは、「市民」の定義を逆にわかりにくくすることになりかねないと判断しました。
10	前文中の「ふるさと」という言葉の意味が次のようになっていますが、他の土地から移転された方のことを考えると（1）の意味でしょうか。 （1）古く物事があった土地。古跡。古都。 （2）自分が生まれた土地。故郷。 （3）かつて住んだことのある土地。なじみ深い土地。	「ふるさと」は、「市民それぞれが思う村上市のまち」を指しています。「ふるさと」には「自分の家（がある土地）」という意味や「精神的なよりどころ」という意味を持たせており、この村上市にいるすべての市民に共通するふるさと「村上市」という意味です。
11	前文中「 <u>かけがえのないふるさと</u> 」とは「ふるさとを替えることができない」という意味であり、移動の自由を制限するような表現にもなりかねませんし、「変えることができない」という意味にも捉えかねないのですが、いかがでしょうか。	「替わるものがないほど大切な」という意味です。
12	前文中「私たちの使命です。」の「使命」には、「誰かに命じられてする」という意味が含まれるため、「権利と責務」としたほうが適当ではないでしょうか。	「大切な務め」という意味であり、「責務」と等しく重い言葉と考え、「使命」とすることとします。

## パブリックコメントの意見概要と意見に対する村上市市民憲章等審議会の考え方

No.	意見の概要	意見に対する審議会の考え方
13	前文中「知恵を出し合い」という部分について、知恵かどうか自信がなくても、各人の立場で考えることを「意思表示する」ことがまちづくりにとって重要だと考えます。このため、「知恵を出し合い」に替えて「意思表示し」としたほうが適当ではないでしょうか。また、「乗り越えていくことが必要」としてはいますが、必要だからと言って強要されるようなことにならないよう配慮が必要と考えます。	ご意見のとおり、「意思表示する」ことはとても大切なことと考えます。しかし、「知恵を出し合う」とは、まちづくりや地域づくりの場に参加することから、それぞれが行動し、意見を出し、より良いまちをつくるために力を出し合うことをいいます。また、「乗り越えていくことが必要」という部分については、それを強制している部分はないと判断します。
14	第3条第1項第2号「まちづくりに関する課題の解決には、協働して取り組むこと。」としている部分について、主語が行政側か、一般市民側か曖昧です。第3条は民主主義においては当然のことと考えますが、改めて条例化するには議会での慎重審議をお願いします。	第3条第1項第2号に「各主体」という言葉を加えることとし、次のとおり修正します。 「(2)まちづくりに関する課題の解決には、各主体が協働して取り組むこと。」 なお、当条例に限らず、いずれの条例においても議会で慎重に審議されるべきものであることは当然であると考えます。
15	まちづくりは人づくりです。子どもころから土と命のつながりを体験し、元気な野菜づくりを体験してもらうことが大事だと思っています。仕事を定年退職された方などが、幼稚園や学校に行って指導してもらうことなどは、生きがいづくりにつながるとしています。	当審議会においても、まちづくりは人づくりであるとの意見があり、第11条に人材の育成として規定しております。

## ○その他の意見について

パブリックコメントにお寄せいただいた意見にパブリックコメントの実施時期に関する意見がありました。審議会として意見を述べるものではないと判断し、制度についての意見があった旨を市に報告することとしました。